

大竹市告示第123号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに届出書及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年7月6日

大竹市長 入山 欣郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称

(仮称) ダイレックス大竹店

(2) 所在地

大竹市北栄838番 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

名称	代表者	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

(2) 小売業を行う者

名称	代表者	住所
ダイレックス株式会社	代表取締役 多田 高志	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年3月23日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,525平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

68台

(2) 駐輪場の収容台数

14台

(3) 荷さばき施設の面積

100平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

20.94立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

7 届出年月日

令和4年7月5日

8 届出書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

大竹市総務部産業振興課（大竹市小方一丁目11番1号）

(2) 縦覧期間

令和4年7月6日から令和4年11月7日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

9 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、大竹市に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年11月7日

(2) 提出先

〒739-0692

大竹市小方一丁目11番1号

大竹市総務部産業振興課